

【中国】基本医療衛生・健康促進法の制定

前主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2019年12月28日、医療衛生サービスの制度整備及び国民の健康増進に係る基本事項について包括的に規定する中国で初めての法律として、基本医療衛生・健康促進法が制定された。

1 背景と経緯

中国では近年、生活水準の向上に伴い、国民の健康志向が高まっている。その一方で、急速な高齢化、地域格差、医療費や医薬品の高騰など、中国の医療制度は多くの課題に直面している。国民の間では、医療サービスの水準や医薬品の品質への不信や不満も根強い。医療をめぐるトラブルや訴訟も増加し、患者やその家族が医師等を殺傷する事件まで発生している。

習近平政権は、国全体の医療衛生サービス水準の向上と国民の健康増進を優先すべき政策課題の1つと位置付け、「『健康中国2030』計画要綱」（2016年10月）¹、「健康中国行動の実施に関する意見」（2019年6月）²等の政策文書を策定し、関連立法を加速させている。

医療衛生関連の主な現行法としては、伝染病防止法、職業病防止法、医師法、薬品管理法、中医薬法、国境衛生検疫法、精神衛生法等が挙げられる。2019年6月、ワクチン管理法が新たに制定され、同年8月には薬品管理法が大幅に改正された³。さらに、同年12月28日、第13期全国人民代表大会常務委員会第15回会議において可決、成立し、同日公布されたのが、医療衛生サービス及び国民の健康増進に係る基本事項について包括的に定める中国初の法律、基本医療衛生・健康促進法（全10章110か条）⁴である。同法は、2020年6月1日から施行される。

2 法の構成と主な内容

(1) 章構成

第1章：総則（第1条～第14条）、第2章：基本医療衛生サービス（第15条～第33条）、第3章：医療衛生機関（第34条～第50条）、第4章：医療衛生従事者（第51条～第57条）、第5章：医薬品供給保障（第58条～第66条）、第6章：健康増進（第67条～第79条）、第7章：資金保障（第80条～第85条）、第8章：監督管理（第86条～第97条）、第9章：法的責任（第98条～第106条）、第10章：附則（第107条～第110条）。

(2) 立法目的及び適用範囲

医療衛生及び健康事業の発展、国民に対する基本医療衛生サービスの保障、国民の健康水準の向上、健康な中国の建設促進を目的とする（第1条）。医療衛生及び健康増進に係る事業並

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年3月10日である。

¹ 「中共中央国务院印发《“健康中国2030”规划纲要》」中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2016-10/25/content_5124174.htm>

² 「国务院关于印发实施健康中国行动的意见」同上 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-07/15/content_5409492.htm>

³ 岡村志嘉子「【中国】ワクチン管理法の制定と薬品管理法の改正」『外国の立法』No.281-1, 2019.10, pp.18-19. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11365248_po_02810109.pdf?contentNo=1> を参照。

⁴ 「中华人民共和国基本医疗卫生与健康促进法」中国人大网 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201912/15b7b1cfda374666a2d4c43d1e15457c.shtml>>

びにその監督管理に対して、この法律が適用される（第2条）。

(3) 基本方針

医療衛生及び健康事業は、人民中心の考え方を堅持して人民の健康に奉仕し、医療衛生事業は、公益性の原則を堅持しなければならない（第3条）。

国及び社会は、国民の健康権を尊重し、及び保護する。国は、健康な中国のための戦略として、健康な生活の普及、健康サービスの最適化、健康保障の徹底、健康な環境の整備、健康産業の発展等を推進し、国民が健康教育を受ける権利を保障する（第4条）。

国は、医療衛生資源について合理的な計画と配分を実現し、地域医療に重点を置き、県級以下の医療衛生機関の発展とそのサービス能力の向上を優先的に支援するため、各種の措置を講ずる（第10条）。また、国は、医療衛生及び健康事業に対する財政投入を拡大し、交付金の増額等により、少数民族地域、辺境地域、貧困地域等を重点的に支援する（第11条）。

国は、個人、法人等が組織運営、寄附、資金援助等の方法で医療衛生及び健康事業に参加し、国民の多様化する健康ニーズに応えることを奨励・支援する（第12条）。

(4) 基本医療衛生サービス

基本医療衛生サービスは、基本公衆衛生サービスと基本医療サービスから成り、基本公衆衛生サービスは、国が無償で提供する（第15条）。基本医療サービスは、主として公立の医療衛生機関が提供し、民間の医療衛生機関による基本医療サービスの提供も奨励する（第29条）。

国は、基本医療サービスについて段階別診療制度を導入し、緊急の患者以外はまず地域の医療衛生機関を受診させ、初診責任制及び二次診療への移行に係る審査責任制を実施し、各段階の医療衛生機関の相互連携体制を整備する（第30条）。

また、国は、地域の医療衛生機関が家庭医サービス団を組織し、地域住民との取決めにより必要に応じた基本医療衛生サービスを提供する家庭医契約の制度を推進する（第31条）。

(5) 国民の権利義務

国民は、医療衛生サービスを受けるとき、病状、診療計画、医療リスク、医療費用等の事項に係るインフォームド・コンセントの権利を有する（第32条）。医療衛生機関及び医療衛生従事者は、患者を気遣い平等に対応し、患者の人格の尊厳を尊重し、患者のプライバシーを保護しなければならない（第33条）。

医療衛生機関において業務を行う場所は、医療衛生サービスを提供する公共の場であり、いかなる組織又は個人もその秩序を乱してはならない（第46条）。

(6) 医療衛生従事者の権利義務

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等の医療衛生従事者は、医学・医療に係る規範、倫理等を遵守し、適切な技術及び医薬品を用いて合理的な診療を行うことが義務付けられ、患者に対し過度な医療を施してはならない（第54条）。

医療衛生従事者の合法的権利利益は、法律によって保護され、いかなる組織又は個人も、医療衛生従事者の身体の安全を脅かし、若しくは危害を加え、又はその人格の尊厳を侵してはならない（第57条）。

(7) ビッグデータ等の活用

国は、健康・医療ビッグデータや人工知能の応用開発の推進、医療衛生情報インフラの整備加速、健康・医療データの収集・保存・分析・応用に係る技術標準の制定、情報技術を用いた高品質の医療衛生資源の普及・共有促進など、全国民の健康の情報化を推進する（第49条）。